５　隣接臓器合併切除を伴う肺切除　78,400点
６　気管支形成を伴う肺切除　80,460点
７　気管分岐部切除を伴う肺切除　124,860点
８　気管分岐部再建を伴う肺切除　127,130点
９　胸膜肺全摘　92,000点
10　壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）　105,000点
注　９及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。

Ｋ５１４－２　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
１　部分切除　60,170点
２　区域切除　72,640点
３　肺葉切除又は１肺葉を超えるもの　92,000点
４　気管支形成を伴う肺切除　107,800点
５　肺全摘　93,000点

Ｋ５１４－３　移植用肺採取術（死体）（両側）　80,460点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１４－４　同種死体肺移植術　139,230点
注１　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
２　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
３　両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。

Ｋ５１４－５　移植用部分肺採取術（生体）　60,750点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

Ｋ５１４－６　生体部分肺移植術　130,260点
注１　生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。
２　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。
３　抗ＨＬＡ抗体検査を行う場合には、抗ＨＬＡ抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。
４　両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。

Ｋ５１４－７　肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
１　２センチメートル以内のもの　15,000点
２　２センチメートルを超えるもの　21,960点
注　フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。

Ｋ５１４－８　肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）
１　２センチメートル以内のもの　51,200点
２　２センチメートルを超えるもの　66,200点

Ｋ５１５　肺剝皮術　32,600点
Ｋ５１６　気管支瘻閉鎖術　59,170点
Ｋ５１７　肺縫縮術　28,220点
Ｋ５１８　気管支形成手術
１　楔状切除術　64,030点
２　輪状切除術　66,010点

Ｋ５１９　先天性気管狭窄症手術（食道）　146,950点

Ｋ５２０　食道縫合術（穿孔、損傷）
１　頸部手術　17,070点
２　開胸手術　28,210点
３　開腹手術　17,750点
４　内視鏡によるもの　10,300点

Ｋ５２１　食道周囲膿瘍切開誘導術
１　開胸手術　28,210点
２　胸骨切開によるもの　23,290点
３　その他のもの（頸部手術を含む。）　7,920点

Ｋ５２２　食道狭窄拡張術
１　内視鏡によるもの　9,450点
２　食道ブジー法　2,950点
３　拡張用バルーンによるもの　12,480点
注１　１及び２については、短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第１回目の実施日に１回に限り算定する。
２　３については、短期間又は同一入院期間中、２回に限り算定する。

Ｋ５２２－２　食道ステント留置術　6,300点
Ｋ５２２－３　食道空置バイパス作成術　65,900点

Ｋ５２３　食道異物摘出術
１　頸部手術によるもの　27,890点
２　開胸手術によるもの　28,210点
３　開腹手術によるもの　27,720点

Ｋ５２３－２　硬性内視鏡下食道異物摘出術　5,360点
注　硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、区分番号Ｋ３６９に掲げる咽頭異物摘出術（２に限る。）及び区分番号Ｋ６５３－３に掲げる内視鏡的食道及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に含まれる。

Ｋ５２４　食道憩室切除術
１　頸部手術によるもの　24,730点
２　開胸によるもの　34,570点

Ｋ５２４－２　胸腔鏡下食道憩室切除術　39,930点
Ｋ５２４－３　腹腔鏡下食道憩室切除術　39,930点

Ｋ５２５　食道切除再建術
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　77,040点
２　胸部、腹部の操作によるもの　69,690点
３　腹部の操作によるもの　51,420点

Ｋ５２５－２　胸壁外皮膚管形成吻合術
１　頸部、胸部、腹部の操作によるもの　77,040点
２　胸部、腹部の操作によるもの　69,690点
３　腹部の操作によるもの　51,420点
４　バイパスのみ作成する場合　45,230点

Ｋ５２５－３　非開胸食道抜去術（消化管再建手術を併施するもの）　69,690点

Ｋ５２６　食道腫瘍摘出術
１　内視鏡によるもの　8,480点
２　開胸又は開腹手術によるもの　37,550点
３　腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの　50,250点

Ｋ５２６－２　内視鏡的食道粘膜切除術
１　早期悪性腫瘍粘膜切除術　8,840点
２　早期悪性腫瘍粘膜下層剝離術　22,100点

Ｋ５２６－３　内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法　12,950点
Ｋ５２６－４　内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法　22,100点
Ｋ５２６－５　内視鏡的食道悪性腫瘍冷凍焼灼術　6,300点

Ｋ５２７　食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）
１　頸部食道の場合　47,530点
２　胸部食道の場合　56,950点